



宮 崎 県 公 報

平成20年3月27日(木曜日)号外 第12号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

| 規 則 | 頁 |
|-------------------------------|---|
| ○宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則……(水産政策課) | 1 |

規 則

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十五号

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県漁業調整規則(昭和三十九年宮崎県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「中型まき網漁業をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第七条を次のように改める。

(漁業の許可)

第七条 次に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号ア及び第二号アからスまでに規定する漁業(クに規定する漁業にあつては、船舶を使用するものに限る。次条第一項において同じ。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業(クに規定する漁業にあつては、船舶を使用するものを除く。次条第一項において同じ。)にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第二号ケ及びシからソまでに規定する漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

ア ぶり稚魚(体長十五センチメートル以下のぶりの稚魚。中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「ぶり稚魚漁業」という。)

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。前号アに規定するぶり稚魚漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「小型まき網漁業」という。)

イ 機船船びき網(前号アに規定するぶり稚魚漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「機船船びき網漁業」という。)

ウ 五智網(以下「五智網漁業」という。)

エ 機船押網(網具を直接的に船体に固定し、船と網具との一体的な移動により水産動物を採捕するものをいう。以下「機

船押網漁業」という。)

オ 刺網(ケに掲げる漁業の方法を除く。以下「刺網漁業」という。)

カ 敷網(さんまを目的とするものを除く。以下「敷網漁業」という。)

キ 追込網(いそ打網及び沖縄式追込網を含む。以下「追込網漁業」という。)

ク 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。)

ケ 固定式刺網(以下「固定式刺網漁業」という。)

コ 地こぎ網(以下「地こぎ網漁業」という。)

サ 船びき網(イに掲げる漁業の方法を除く。以下「船びき網漁業」という。)

シ たこつば(以下「たこつば漁業」という。)

ス かこ(以下「かこ漁業」という。)

セ 小型定置網(以下「小型定置網漁業」という。)

ソ 地びき網(以下「地びき網漁業」という。)

第八条第一項中「第一号から第十三号までに掲げる」を「第一号ア及び第二号アからスまでに規定する」に改める。

第二十五条第一項中「第七条各号に掲げる」を「第七条各号に規定する」に改める。

第三十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「採捕する場合は」を「採捕する場合、ぶり稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又はぶり稚魚を目的とした中型まき網漁業の許可に基づいて採捕する場合は、」に改める。

第三十七条を次のように改める。

(漁業の禁止)

第三十七条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

一 空釣なわ

二 空釣こぎ

第五十八条を第五十九条とし、第五十七条を第五十八条とし、第五十六条を第五十七条とする。

第五十五条第一項第一号中「第七条、第十五条」を「第十五条」に改め、「第三十四条の二から」の下に「第三十六号まで、第三十八号から」を加え、同条を第五十六号とする。

第三章中第五十四条の次に次の一条を加える。

(漁獲成績報告書の提出)

第五十五条 漁業法第六十六条第一項の規定及び第七条の規定によ

る漁業のうち次に掲げる漁業の許可を受けた者は、当該漁業ごとに毎月の漁獲成績報告書を翌月の十日までに知事に提出しなければならない。

- 一 小型機船底びき網漁業（貝けた網及び総トン数五トン以上の船舶を使用するものに限る。）
- 二 中型まき網漁業（ぶり稚魚及びしいらを目的とするものを除く。）
- 三 機船船びき網漁業
- 四 機船押網漁業

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県漁業調整規則第七条各号に規定する漁業の許可又は第二十一条第一項に規定する起業の認可を受けている者は、この規則による改正後の宮崎県漁業調整規則第七条第二号に規定する漁業の許可又は第二十一条第一項に規定する起業の認可を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、当該漁業の許可に係る有効期間又は起業の認可に係る知事の指定した期間は、従前の許可又は認可の残存期間とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。